

東京都液状化対策アドバイザー制度について

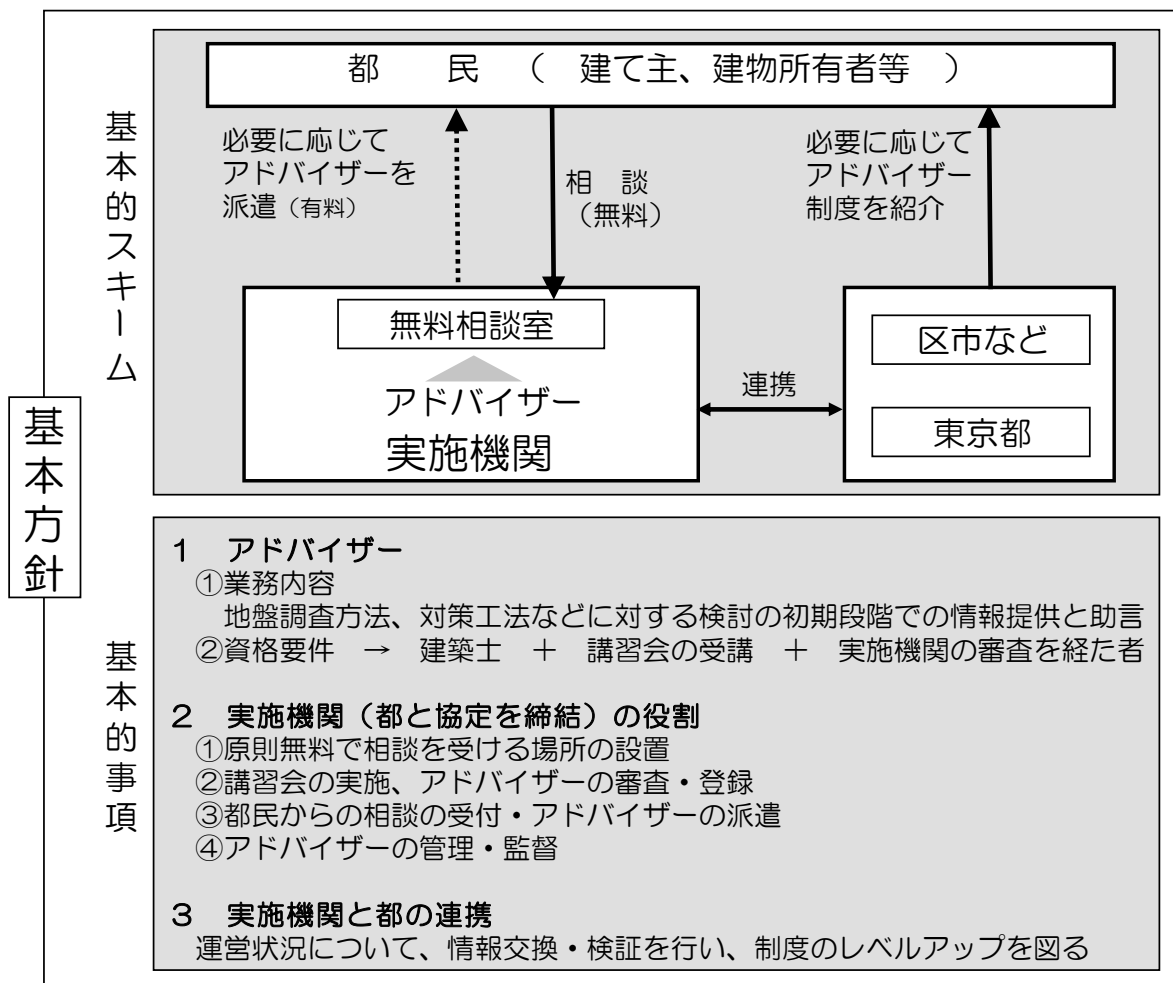
1 制度の目的

地震による液状化の発生の可能性や敷地における地盤の状況の把握、地盤特性に応じた対策工法の選定など、都民の皆様が液状化による建物被害に備え検討していくためには、地盤や建築に関する専門的な知識が必要です。

このため、東京都では、都民の皆様が安心して相談することができる体制を整備するため、「東京都液状化対策アドバイザー制度」を創設しました。

2 基本方針の策定

都は制度のスキームと運営に関する事項からなる基本方針を策定しました。



3 本制度の実施機関との協定締結

都は基本方針に沿って制度を実施する機関として、平成 25 年 3 月 28 日に一般社団法人東京建築士会と協定を締結しました。

4 相談の流れ

アドバイザー制度による相談は、一般社団法人東京建築士会で毎週月曜日に開催される無料相談室で行います。事前の予約が必要ですので、相談をご希望の方は東京建築士会で予約をして下さい。

また、アドバイザーの派遣相談は、派遣が必要と判断された場合に行いますので、まず無料相談室でご相談下さい。ただし、派遣相談は有料となります。

なお、アドバイザーの業務は液状化による建物被害に備え検討する初期段階において必要な情報の提供と助言です。地盤調査結果を基にした液状化の可能性など、判断を伴うものは業務範囲外となりますので予めご了承下さい。

※アドバイザーによる液状化についての相談対応は、平成 25 年 6 月 10 日より開始しています。

無料相談室の概要

◆◆◆一般社団法人東京建築士会 無料相談室◆◆◆

電 話： 03-3527-3100

相談：毎週月曜日の 13:00～16:30（相談開始は終了の 30 分前まで） ※要予約
（8 月中旬、年末年始、祝祭日等は除く）

住所：東京都中央区日本橋富沢町 11 番 1 号 富沢町 111 ビル 5 階

ホームページ： <http://www.tokyokenchikushikai.or.jp>

お問い合わせ先

市街地建築部 建築企画課

電話 03(5388)3343